

航空法施行規則

1. 案内情報

- ① 手続名 : 認定事業場の限定の変更の承認
- ② 手続根拠 : 航空法施行規則第 38 条第 1 項
- ③ 手続対象者 : 事業場の認定を受けた者
- ④ 提出時期 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑤ 提出方法 : 限定変更申請書を作成し、添付書類とともに、国土交通省の以下のいずれかの部署に提出してください。

事業場の所在地が本邦外の場合 :

国土交通省航空局安全部航空機安全課

事業場の所在地が静岡県、長野県、新潟県以东の場合 :

東京航空局保安部運用課

事業場の所在地が愛知県、岐阜県、富山県以西の場合 :

大阪航空局保安部運用課

- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 業務規程のうち変更に係る部分、その他必要事項
- ⑧ 申請書様式 : 限定変更申請書 (航空法施行規則第 16 号の 3 様式)
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

① 提出先 :

国土交通省航空局安全部航空機安全課 03-5253-8111 (内線 50203)

東京航空局保安部運用課 03-5275-9321 (内線 7517)

大阪航空局保安部運用課 06-6949-6229 (内線 5217)

② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口 :

国土交通省航空局安全部航空機安全課 03-5253-8111 (内線 50203)

東京航空局保安部航空機検査官室 03-5275-9325 (内線 7584, 7585)

大阪航空局保安部航空機検査官室 06-6949-6235 (内線 5263, 5264)

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 航空法施行規則第 35 条
- ② 標準処理期間 : 事業場の所在地が本邦外の場合 : 2 ヶ月
事業場の所在地が本邦内の場合 : 1 ヶ月
- ③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)